

第133号議案

島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例

島根県立高等学校等条例（昭和39年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表島根県立邇摩高等学校の項の次に次のように加える。

島根県立島根中央高等学校	邑智郡川本町	
--------------	--------	--

別表第1の1の表島根県立川本高等学校の項及び島根県立邑智高等学校の項を削る。

附 則

この条例中別表第1の1の表に島根県立島根中央高等学校の項を加える改正規定は平成19年1月1日から、同表島根県立川本高等学校の項及び島根県立邑智高等学校の項を削る改正規定は平成21年4月1日から施行する。